

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について

今般、国から発出された「地域支援事業の実施について」の一部改正について（平成30年5月10日老発0510第3号厚生労働省老健局長通知）により、「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の一部が改正されました。

それに伴い、本市が実施する横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の取扱いの一部を改定します。

また、介護予防ケアマネジメントCについて、サービスの単価及び取扱いの一部を改定します。

併せて、事業所の指定申請の要件について見直しを行います。

1 利用者負担割合

利用者負担額については、実施要綱において「旧介護予防訪問介護等に相当するサービスについては、介護給付の利用者負担割合（原則1割、一定所得以上の場合は2割又は3割。ただし、負担割合3割については、平成30年8月からの取扱）等を勘案して市町村が定める」とされました。

（1）負担割合3割の導入

旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに該当する「横浜市訪問介護相当サービス」、「横浜市通所介護相当サービス」については、国が示したとおり、負担割合3割を導入します。

また、緩和した基準によるサービス（サービスA）に該当する「横浜市訪問型生活援助サービス」についても、これまで旧介護予防訪問介護等に相当するサービスと同じ利用者負担割合を使用していたことから、同様に、負担割合3割を導入します。

（2）改定時期（予定）

平成30年8月1日

2 サービスの単価

総合事業のサービスのうち、旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの単価は、実施要綱において、「国が定める額を上限として、市町村が定めること」とされています。

今回、介護給付における介護報酬改定を踏まえ、平成30年度以降の「国が定めるサービスの単価」が改定されました。

（1）基本報酬

基本報酬については、「国が定めるサービスの単価」に変更がないため、本市が設定する総合事業の基本報酬も変更しません。

【参考：本市の旧介護予防訪問介護等に相当するサービスの基本報酬】

ア 横浜市訪問介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位
訪問型サービスⅠ	事業対象者、 要支援1・2	週1回程度の訪問が必要 とされた方に対する包括 的支援	1月につき 1,168 単位
訪問型サービスⅡ	事業対象者、 要支援1・2	週2回程度の訪問が必要 とされた方に対する包括 的支援	1月につき 2,335 単位
訪問型サービスⅢ	事業対象者、 要支援2	週2回を超える程度の訪 問が必要とされた方に対 する包括的支援	1月につき 3,704 単位
訪問型サービスⅣ	事業対象者、 要支援1・2	1月につき4回まで	1回につき 266 単位
訪問型短時間サービス	事業対象者、 要支援1・2	20分未満で主に身体介 護を行う場合 ※1月につき22回まで	1回につき 165 単位

イ 横浜市通所介護相当サービスの基本報酬

サービス内容略称	対 象	回数等	算定単位
通所型独自サービス1	事業対象者、 要支援1	週1回程度の通所が必要 とされた方に対する包括 的支援	1月につき 1,647 単位
通所型独自サービス／22	要支援2	週1回程度の通所が必要 とされた方に対する包括 的支援	1月につき 1,647 単位
通所型独自サービス2	事業対象者、 要支援2	週2回程度の通所が必要 とされた方に対する包括 的支援	1月につき 3,377 単位

(2) 加算等

加算等については、「国が定めるサービスの単価」が変更されました。

旧介護予防訪問介護等に相当するサービスに該当する「横浜市訪問介護相当サービス」、「横浜市通所介護相当サービス」については、これまで「国が定めるサービスの単価」と同様のサービスの単価を使用していたことから、国が示したとおり、改定します。また、緩和した基準によるサービス（サービスA）に該当する「横浜市訪問型生活援助サービス」についても、一部の加算等を除き、「国が定めるサービスの単価」と同様のサービスの単価を使用していたことから、これまで適用していた加算等については、国が示したとおり、改定します。

(3) 改定時期（予定）

平成30年10月1日

なお、地域区分については、職員の人件費を直接勘案しているものであることに鑑み、平成30年4月1日施行となります。

【参考】

別添 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（平成30年3月6日）資料

3 介護予防ケアマネジメントCの単価

介護予防・生活支援サービス事業における「介護予防ケアマネジメント」のうち、介護予防ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）について、実施状況等から取扱いの一部を変更します。

(1) 改正事項

地域包括支援センターの業務負担軽減を図るために、1年以内のモニタリングを省略します。サービスの単価は、簡略化した業務量を勘案し、基本報酬に相当する430単位とします。

変更事項	サービス提供年月	
	～平成30年9月	平成30年10月～
モニタリング	1年以内に1回	省略
算定単位	730単位	430単位

(2) 施行時期（予定）

平成30年10月1日

【参考：現行の介護予防ケアマネジメントCの概要】

ア 目的

高齢者が要介護状態になることをできるだけ予防するとともに、要支援・要介護状態になってもその悪化をできるだけ防ぐために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援する。

イ 対象

要支援者及び事業対象者が、介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）、その他一般介護予防事業やインフォーマルサービスのみを利用する場合に実施

ウ 実施主体

地域包括支援センター

エ 実施のプロセス

(ア) アセスメント（課題分析）

(イ) 「介護予防サービス・支援計画書（ケアマネジメント結果等記録表）」作成（介護予防支援計画と同一様式で一部を省略したもの）

(ウ) 利用者への説明、同意

(エ) 1年以内にモニタリング実施

オ 算定単位

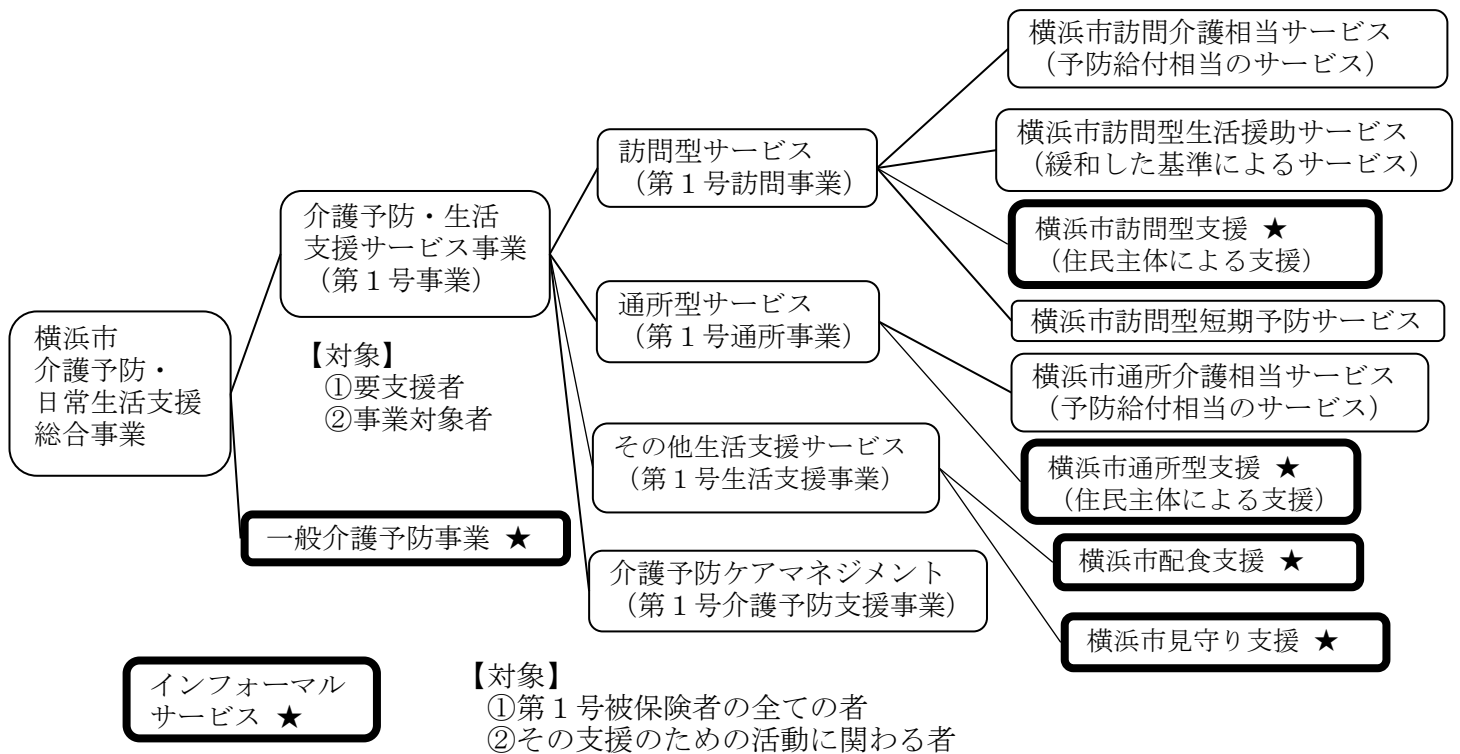
730単位（基本報酬430単位＋初回加算300単位）

【参考：介護予防ケアマネジメントCの実施人数】

平成28年2月～平成30年4月審査分

市内 26人（実施地域包括支援センター 10か所）

【参考：横浜市介護予防・日常生活支援総合事業の構成】



※介護予防ケアマネジメント Cは、★のサービスのみを利用する場合に実施します。

4 事業者の指定申請の要件

(1) 事業者の資格要件の見直し

横浜市訪問介護相当サービス又は横浜市通所介護相当サービスの指定申請に当たっては、それぞれ要介護者向けサービスである訪問介護、通所介護又は地域密着型通所介護の事業者指定を受けていることを資格要件としていました。

今後は、介護予防の事業所の参入を促進するため、この要件を撤廃し、横浜市訪問介護相当サービス又は横浜市通所介護相当サービスのみの指定申請も可能とします。

(2) 改定時期 (予定)

平成 30 年 8 月 1 日

- 訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者について、総合事業の訪問型サービスにおいても従事することを可能とする。
- サービス提供責任者の役割や任用要件等について以下の見直しを行う。
 - ア サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については1年間の経過措置を設ける。
 - また、初任者研修課程修了者又は旧2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している場合に係る減算についても、上記に合わせて、平成30年度は現に従事している者に限定し、平成31年度以降は廃止する。
 - イ 訪問型サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等をサービス提供責任者に係る気付きをサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報共有することについて、サービス提供責任者の責務として明確化する。
 - ウ 訪問型サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない旨を明確化する。

通所型サービス

- 外部の介護予防通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所型サービス事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。
 - 生活機能向上連携加算 200単位/月（新設）
 - ※運動器機能向上加算を算定している場合は100単位/月
- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゆう師を追加する。生活機能向上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
 - ※ 一定の実務経験を有するはり師、きゆう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。
 - ※ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
- 栄養改善加算について、管理栄養士1名以上の配置が要件とされている現行の取扱いを改め、外部の管理栄養士の実施でも算定を認めるとする。具体的には、当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・スケーション）との連携により管理栄養士を1名以上確保していること。
 - ＜現行＞ 栄養改善加算 150単位/回 ⇒ 栄養改善加算 150単位/回
 - ＜改定後＞ 変更なし

○ 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護予防ケアマネジメントの実施者等に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合は評価を創設する。具体的には、サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護予防ケアマネジメントの実施者等に文書で共有した場合に算定する。

＜現行＞ ⇒ ＜改定後＞
なし ⇒ 栄養スクリーニング加算 5単位／回（新設）
※6月に1回を限度とする

○ 通所型サービスと訪問型サービスが併設されている場合で、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、
・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能
・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能
であることを明確にする。その際、併設サービスが訪問型サービスである場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。（通知改正）

共通事項

○ 地域区分について、給付に準じた見直しを行う。（訪問型サービス、通所型サービス、介護予防ケアマネジメント）（別紙）
○ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(V)については、給付と同様の期日（別に厚生労働大臣が定める日）までの間に限り算定することとする。（訪問型サービス、通所型サービス）

〔施行日〕

地域区分については、平成30年4月1日施行。その他は、平成30年10月1日施行。

